

規制改革実施計画（抄）
平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定

II 分野別実施計画

3. 水産分野

**(4) 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための
環境整備**

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|-----------------------|--|---------------------------------------|-------------|
| 4 | 生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直し | <p>海技士制度について、以下の検討を進める。</p> <p>・近海（100 海里以内）を操業する中規模（総トン数 20 トン以上長さ 24m未満）の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。</p> | <p>平成 30 年度検討 開始、結論を得次第速やかに実施</p> | 農林水産省、国土交通省 |